

令和3年12月24日
九州地方整備局

令和3年度補正予算等における円滑な 事業執行に向けた取組み

九州地方整備局では、令和3年度補正予算において、円滑な事業執行に向けた新たな取組みを下記のとおり実施します。

記

新たな取組み

- 概算発注における設計完了前の現地確認の実施
設計成果を受注者に指示する前に発注者、受注者、設計者の3者にて現地調査を実施
- 監理技術者の途中交代の緩和
「監理技術者等の途中交代可能なルール」を策定
- 受発注者間での工程の確認
設計変更協議会において、原則、技術副所長等が参加のもと、工事途中段階における現場条件の変更や、資機材及び技術者不足等による工程への影響を共有
- 資機材不足や納期の遅れの相談窓口の開設
総合的な相談窓口として技術副長等を相談窓口とし、受注者より主任監督員への報告に加え、技術副長等が一括して相談を受け、設計変更協議会を活用して 設計変更や工期延期等について適切に対応

【 問 合 せ 先 】

国土交通省 九州地方整備局 TEL 092-471-6331(代)

企画部	ギジュツ チョウセイ カンリ カン 技術調整管理官	タケシタ タカヒロ 竹下 卓宏	(内線:3115)
企画部	ギジュツ カンリ カチョウ 技術管理課長	カイ ヒロユキ 甲斐 浩幸	(内線:3311) (直通:092-476-3546)
企画部	カチョウ ホ サ 課長補佐	ウシロダ コウジ 後田 浩二	(内線:3312)

<p>〈入札契約〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇企業実績評価型の試行の積極的活用（技術者と企業の評価点見直し） ◇チャレンジ型（Ⅰ・Ⅱ型、電気通信、機械、営繕）一括審査方式の積極的活用 ◇総合評価落札方式の適切な運用等
<p>〈設計積算〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇当初発注から積極的に見積を活用〔新たに交差点等の舗装修繕工事も摘要〕 ◇資機材単価の事前公表（特調に加え見積もりも） ◇見積もりによる適切な設計変更 （新型コロナウイルス感染拡大防止に要する費用【宿舍の拡張、マスク、消毒液等】） ◇適正な工期設定 <ul style="list-style-type: none"> ・実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の原則活用、拡大 （余裕期間：6ヶ月へ拡大、任意着手方式・フレックス方式の積極活用）（参考資料有り） ◇概算発注における設計完了前の現地確認の実施〔NEW〕 ◇労働者や資機材の厳しい確保状況等を踏まえた適切な設計・施工への見直し
<p>〈施工段階〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇監理技術者の途中交代の緩和（工事目的物の施工完了時点の交代要件の緩和）〔NEW〕 ◇土木工事書類の簡素化の手引きの運用徹底（参考資料有り） ◇遠隔臨場への取組（新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する対応）（参考資料有り） ◇施工条件明示の徹底（参考資料有り） ◇受発注者間での工程の確認〔NEW〕 ◇資機材不足や納期の遅れ等の相談窓口の開設〔NEW〕

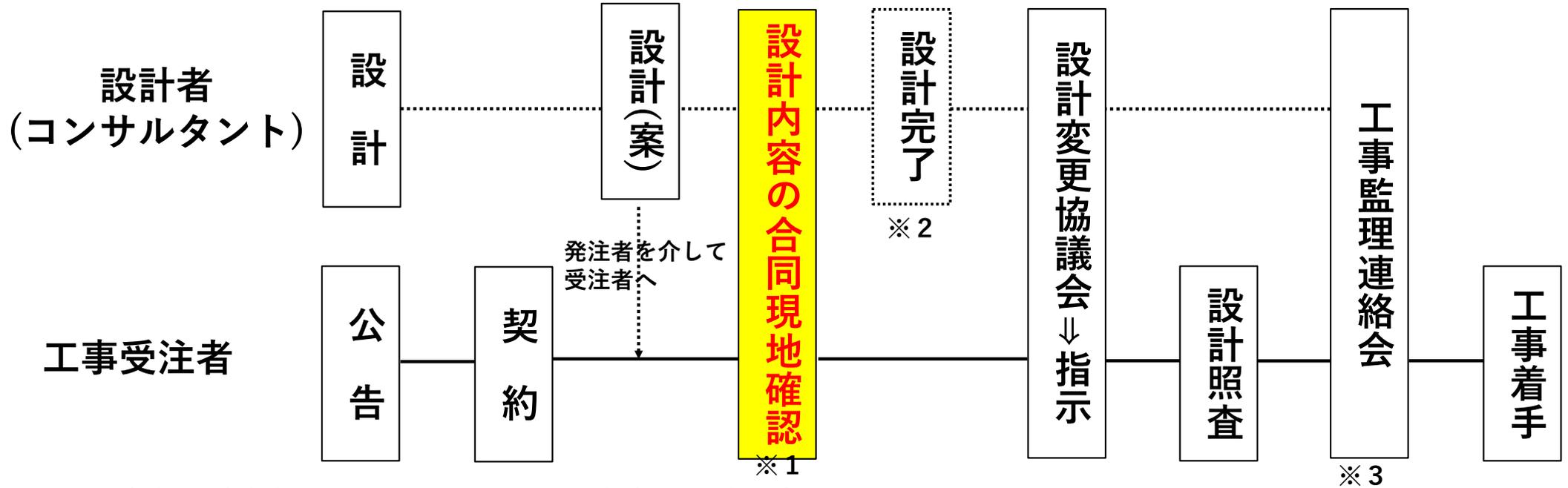
業界の意見

特に概算発注方式の場合、一部現地に合わない設計が見受けられる。

新たな対応

合同現地確認の実施

原則として、設計成果を受注者に指示する前に発注者、受注者、設計者の3者にて現地の確認を行い、設計精度の向上を図る。（概算発注の特記仕様書に追加）

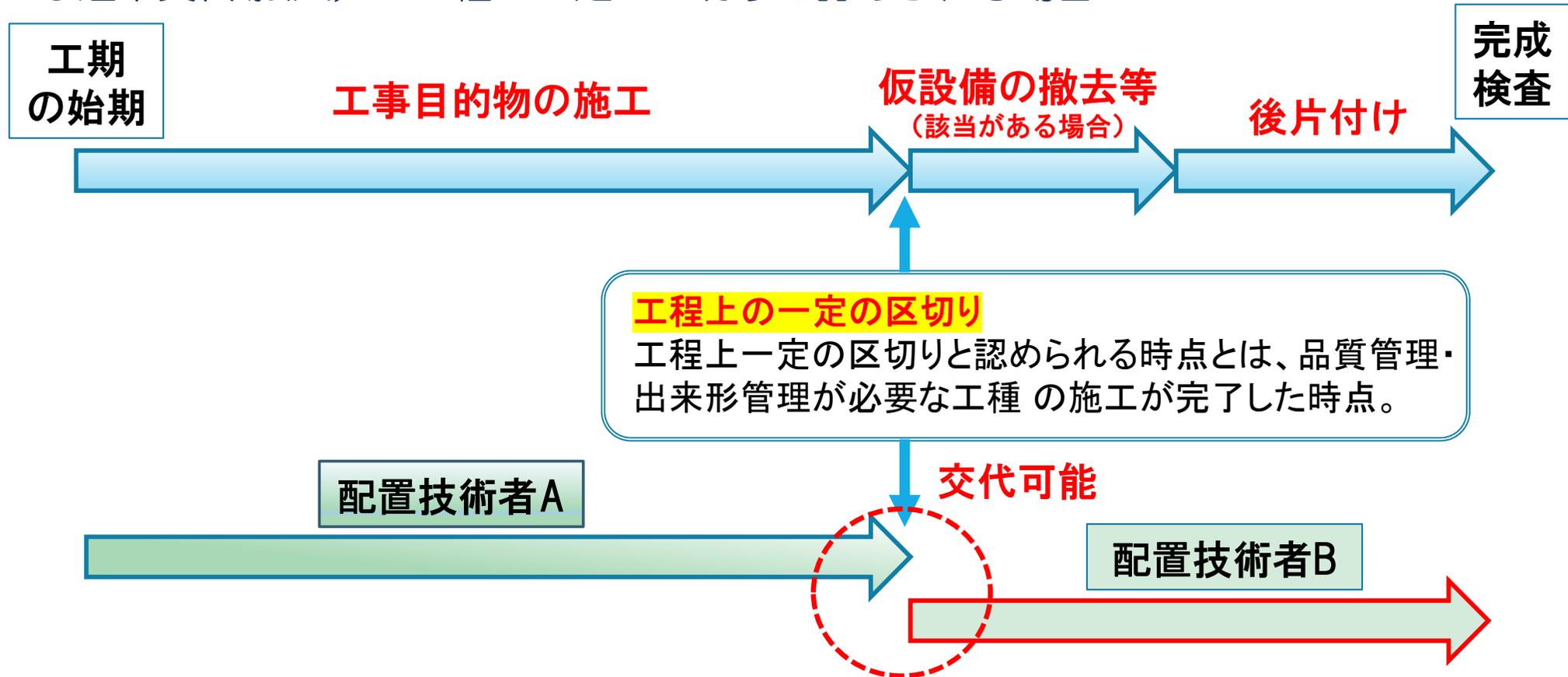


※1：発注者、受注者、コンサルタントの3者合同現地調査
 ※2：合同現地確認の結果、必要に応じて設計の修正を行う。修正の必要ない場合は、設計変更協議会にて審議
 ※3：必要に応じて工事監理連絡会を実施

配置予定技術者の途中交代【施工段階】〔NEW〕

九州地方整備局では、「**監理技術者等の途中交代可能なルール**」を策定

○途中交代(拡大) : 工程上一定の区切りと認められる場合



交代後の配置技術者(B)の資格要件

- ・交代後の配置予定技術者については、当該工事の入札契約手続きにおける**競争参加資格**（「**同種工事の経験を有する者**」は除く）を満足するものであれば途中交代を認める。
- ・交代前の配置技術者と同等（総合評価の加算点数）以上である必要はない。

受発注者の工程の確認【施工段階】 [NEW]

業界の意見

関係機関協議や設計の遅れ等により工事着手が出来ず、工程に影響が生じるケースが見受けられる。

新たな対応

・設計変更協議会において、原則、技術副所長等が参加のもと、工事途中段階における現場条件の変更や、資機材及び技術者不足等による工程への影響を共有する。

〔従前の審議内容〕

- ・当初スケジュールの共有
- ・設計変更の妥当性の審議
- ・工事の中止等の協議、審議

担当者	事項	〇月						
施工者	〇〇工	■						
	〇〇工		■	■	■			
	〇〇工			■	■	■	■	
	〇〇工						■	■
発注者	支障物件移設	■	■	■				
	〇〇協議	■						

従前に加え新たな対応

〔新たな審議内容〕

工程の変更が以下理由で生じた場合は、技術副所長等が参加のもと、設計変更協議会で審議し、受発注者間で工程への影響を共有すること。

- ①受発注者間で確認した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた場合

工期延期や延期に伴う費用の計上を実施

業界の意見

原油価格や資材価格の高騰に伴い、受注者が、工事受注後、資機材の確保又は納入の遅れが生じる可能性があり、設計変更や工期延期等、適切に対応してほしい。

新たな対応

相談窓口の設置

- ・ 総合的な相談窓口として技術副長等を相談窓口とし、受注者より主任監督員への報告に加え、技術副長等が一括して相談を受け、設計変更協議会を活用して設計変更や工期延期等について適切に対応する。
(一括して受けることにより、地域の資機材状況の把握も可能となる。)

(対応例)

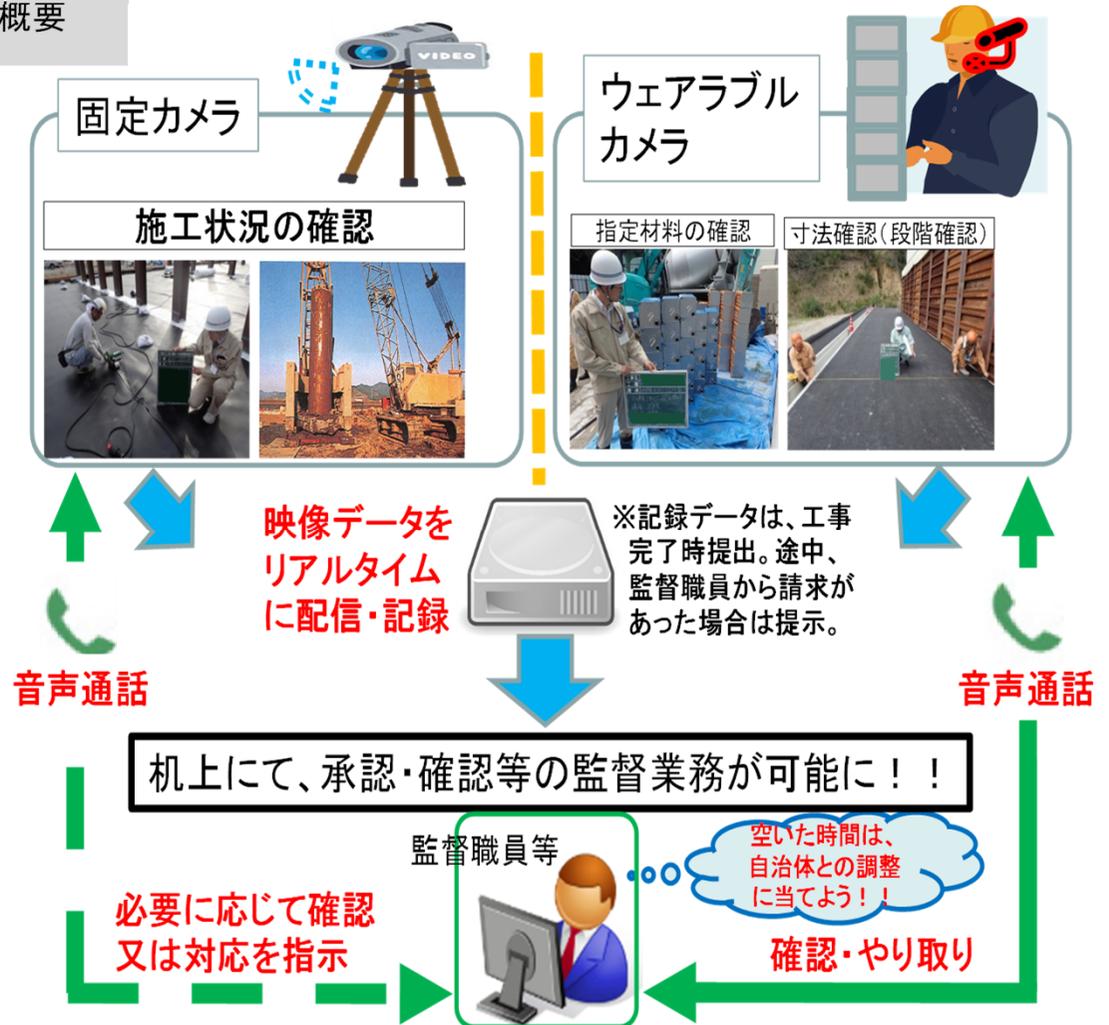
- ・ スライド協議により資材価格を変更
- ・ 納品状況を踏まえた工期延期 等

○当面の間、すべての工事を遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）とする

試行工事（発注者指定型）とは？

- ・契約後、受注者から試行可能の回答が得られた場合において試行を実施。
- ・試行にかかる費用の全額を発注者が負担。
- ・試行を実施しなくてもペナルティはなし。

概要

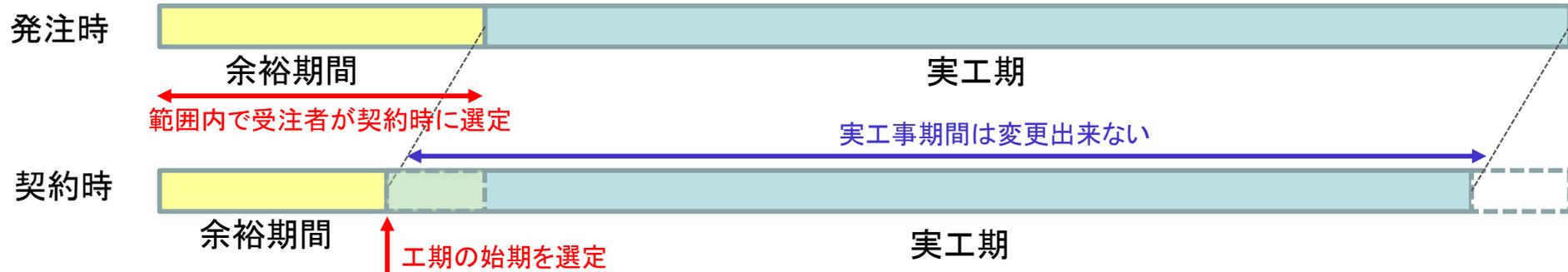


余裕期間の設定【設計積算】

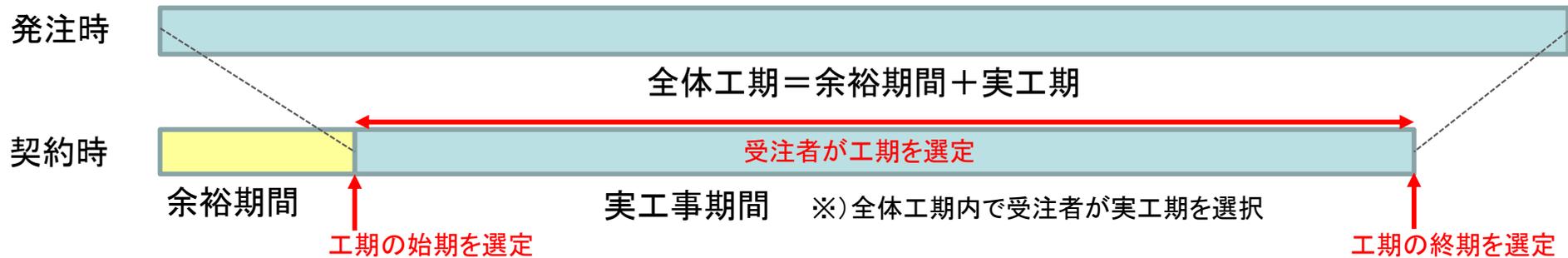
①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さ：**6か月を超えない範囲**

2. 技術者の配置：

(1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間（資機材の準備は可、現場搬入不可）

(2) 実工期・実工事期間： 技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

施工条件明示の徹底【設計積算】

- 工事によっては明示する条件の不足や不明瞭さにより、円滑な設計変更が図られないケースが見受けられる。

業界団体からの意見

- 借地が必要であるのに、明記されていない。
- 概算発注であるのに、設計完了予定が明記されていない。
- 支障物件の移設が、明記されている時期に完了しない 等

- **適切な条件明示の徹底を図るため、「土木工事施工条件明示の手引（案）」を作成し、令和元年11月25日に事務所に通知。**

具体的な明示例

用地関連(借地に関する条件の明示)

⇒本工事の施工に必要な参考図に示す用地については、発注者側で借地する予定であり、使用可能時期は、○年○月○日以降を予定している。

支障物件関連(移設完了時期の明示)

⇒本工事区間のうちNo.○○からNo.○○の間については、地下埋設物として○○○(電気・電話・ガス・水道等)があり、移設が完了し施工が可能となる時期は、○年○月○日頃の予定である。

～「土木工事書類簡素化の手引き」の策定～

【関係業界からの主な声】

- ・以前に比べ、書類は減ったが、**まだまだ提出書類が多い。**
- ・発注者への**提出は不必要**ではと思う書類があるが発注者に求められる。
- ・発注者がわかりやすいように**根拠となる資料**を添付するように求められる。
- ・「**設計図書**の照査資料」及び「**協議書**」の作成に多大な時間を要している。

手引き策定の取組

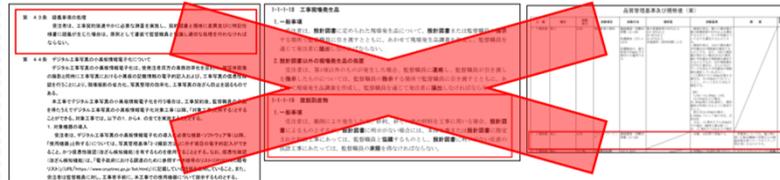
【策定に向けた調査・検討】

- ・**実際に提出されている工事書類**の調査
- ・九州以外の**他の地方整備局**の取組の調査
- ・関係業界との**意見交換会**での声



【手引きのポイント】

- ・**不必要な添付資料**の具体的な事例を明示



(特記仕様書、共通仕様書、管理基準等)

- ・「**設計図書**の照査資料」及び「**協議書**」の作成において、**受注者が作成する資料**を具体的に明示



これにより、受発注者双方の**必要な書類の意思統一**が図られ、**不要な書類削減を促進**

「検査書類限定型工事」を全面的に適用

※「低入札価格調査対象工事」、「監督体制強化工事」、又は「施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事」は適用外

検査書類限定型工事とは？

- 資料検査に必要な書類を限定し、**監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底**及び受注者における**説明用資料等の書類削減**を図る。
- 技術検査官は、検査時に**下記の10種類に限定して**資料検査を行う。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳(下請引取検査書類を含む)	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿(協議)	⑧材料品質証明資料
④工事打合せ簿(提出)	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿(承諾)	⑩工事写真